

令和2年玉村町議会第7回臨時会会議録第1号

令和2年11月27日（金曜日）

議事日程 第1号

令和2年11月27日（金曜日）午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第68号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
6番	柳沢浩一君	7番	石内國雄君
8番	高橋茂樹君	9番	浅見武志君
10番	久保留美子君	11番	宇津木治宣君
12番	備前島久仁子君	13番	三友美恵子君

欠席議員（1人）

5番 渡邊俊彦君

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

○開会・開議

午前 11 時開会・開議

◇議長（三友美恵子君） 5 番渡邊俊彦議員は欠席です。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年玉村町議会第 7 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第 127 条の規定により、9 番浅見武志議員、10 番久保留美子議員の両名を指名いたします。



○日程第 2 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、11 月 24 日午前 9 時より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。令和 2 年玉村町議会第 7 回臨時会が開催されるに当たり、去る 11 月 24 日午前 9 時より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

町長から提案される議案は、条例改正に関する議案 4 件であります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 2 年玉村町議会第 7 回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日 1 日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



- 日程第3 議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第5 議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第68号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第6、議案第68号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第65号から日程第6、議案第68号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。議案第65号から議案第68号までの4議案について、一括してご説明申し上げます。

まず初めに、議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正につきましては、令和2年度の人事院勧告が、職員の期末手当を0.05月引き下げるものであったことを踏まえ、議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当につきましても勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引下げを行うものでございます。

また、第2条につきましては、今回の期末手当の引下げにより、年間4.4月となる支給月数を、令和3年度以降は6月期、12月期とも半分に当たる2.2月とし、平準化するものでございます。

第2条の施行期日は、令和3年4月1日となります。

続きまして、議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、令和2年度の人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合を改定するものでございます。

まず、第1条の改正内容ですが、期末手当につきましては公務員の支給月数が民間の支給月数を上回っていたため、それに見合うよう支給月数を0.05月引下げ、期末勤勉手当の支給月数を年間4.45月とするものでございます。

なお、再任用職員にあっては、年間2.35月の支給月数に変更はございません。

第2条につきましては、今回の期末手当の引下げにより年間4.45月となる期末勤勉手当の支給月数のうち、令和3年度以降から6月期、12月期とも期末手当を1.275月、勤勉手当を0.95月として平準化するものでございます。

なお、第2条の施行期日は、令和3年4月1日となります。

続きまして、議案第68号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。まず、第1条の改正内容ですが、令和2年度の人事院勧告が職員の期末手当を0.05月引き下げるものであったことを踏まえ、会計年度任用職員の期末手当につきましても勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引下げを行うものでございます。

第2条につきましては、今回の期末手当の引下げにより、年間2.55月となる支給月数を、令和3年度以降は6月期、12月期とも半分に当たる1.275月として平準化するものでございます。

なお、第2条の施行期日は、令和3年4月1日となります。

玉村町においては、これらの人事院勧告を踏まえ、改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第3、議案第65号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○字句等整理委任について

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

————— ◇ —————

○閉 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和2年玉村町議会第7回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時11分閉会